

警察と連携した「いじめ問題」への対応

糸満市立兼城中学校 令和7年(2025年)11月

学校で犯罪として取り扱われるいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせ致します。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を進めています。

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題の対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

[参考] いじめ防止対策推進法第23条第6項～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

□教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

該当しうる犯罪	具体例
〔暴行〕 (刑法208条)	○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりした。
〔傷害〕 (刑法204条)	○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせた。
〔強制わいせつ〕 (刑法176条)	○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触った。
〔恐喝〕 (刑法第249条)	○断れば危害を加えると脅し、現金を取り上げた。
〔窃盗〕 (刑法第235条)	○靴や体操服、教科書等の所持品を盗んだ。
〔器物損壊等〕 (刑法第261条)	○自転車を壊した。
〔強要〕 (刑法第223条)	○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせた。
〔脅迫〕 (刑法第222条)	○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅した。

〔名誉棄損、侮辱〕 (刑法第230条、231条)	○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、ぶさいくなどと悪口を書いた
〔自殺関与〕 (刑法第202条)	○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺した。
〔児童ポルノ提供等〕 (児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条)	○同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供した
〔私事性的画像記録提供〕 (リベンジポルノ) (私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条)	○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

□学校での生徒への支援・指導等について

学校は、警察に相談・通報した後も次のとおり、生徒に必要な支援・指導を行います。

いじめを受けた生徒への支援	いじめをした生徒への指導・支援
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを受けた生徒を守る意識のもと、生徒に寄り添う支援体制を構築します。 ○スクールカウンセラーを始め、医療機関を連携し、傷ついた心のケアを行います。 ○生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導を行い、自らの行為を反省し、過ちを繰り返さないよう対応を行います。 ○特別な配慮を要する場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。

□家庭との連携等について

○学校は、いじめを受けた側、いじめをした側の双方の保護者にいじめの事実や本校での支援・指導などについて説明します。

○特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについてはスマートフォン等の契約者である保護者が責任者であり、その協力が必要です。

□学校は、いじめに関する相談をすべて「学校いじめ対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。